

第5章 一時保護

1. 一時保護の目的は何か

一時保護の第1の目的は子どもの生命の安全を確保することである。単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どものウェルビーイング（子どもの権利の尊重・自己実現）にとって明らかに看過できないと判断される場合は、まず一時保護を行うべきである。

一時保護を行い、子どもの安全を確保した方が、子どもへの危険を心配することなく虐待を行っている保護者への調査や指導を進めることができ、また、一時的に子どもから離れることで、保護者も落ち着くことができたり、援助を開始する動機付けにつながる場合もある。

子どもの観察や意見聴取においても、一時保護による安全な生活環境下におくことで、より本質的な情報収集を行うことが期待できる。

以上の目的から必要とされる場合は、まず一時保護を行い、虐待の事実・根拠はそれから立証するという方が子どもの最善の利益の確保につながりやすい。

2. 一時保護の速やかな実施

緊急一時保護が必要か否かは、第3章通告・相談への対応及び、第4章調査および保護者・子どもへのアプローチとの一連の流れの中で判断しなければならない。

児童虐待防止法では、児童虐待に係る通告（児童虐待防止法第6条第1項）又は市町村等からの送致（児童福祉法第25条の7第1項第1号等）を受けた場合、子どもの安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ一時保護（児童福祉法第33条第1項）を行うものとされ、その実施に当たっては、速やかに行うものとする（児童虐待防止法第8条）。

この場合の「速やかに」は、各自治体ごとに定めた安全確認を行う際の「時間ルール」を参考とし、事例によっては直ちに安全の確認、緊急保護の必要な場合もある。

通告の段階で特に緊急性が予測される場合などには、直ちに対応すべきであるが、生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進める上で、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応する事を原則とすべきである。

これまでも児童相談所においては早期の安全確認及び一時保護の努力義務が課せられてきたが平成19年児童虐待防止法改正法においては措置を講ずる義務が課せられたことに留意しなければならない。

3. 虐待が疑われる事例への対応の流れ

虐待が疑われる事例の場合、緊急かつ組織的な対応が必要である。ことに、通告があったにもかかわらず、安全の確認、一時保護などの対応の遅れにより子どもの生命に危険が及ぶようなことがあってはならない。そこで、通告から一時保護の要否を判断するまでの対応の流れを示したのが図5-1「子ども虐待対応・アセスメントフローチャート」である。

(1) 通告及び当面の方針決定

虐待については、子ども本人や虐待を行っている保護者からの相談と近隣等個人や関係機関等からの文書又は口頭による通告のほか、匿名の相談・通告もある。

通告・相談を受理した場合には、対応の方法や情報源の秘匿について十分説明するなど、通告者の不安や不信感を払拭して、通告・相談の内容を聴取し、確認しなければならない。

虐待相談・通告受付票（表3-1）の記入方法や当面の方針を決定する緊急受理会議の持ち方については、第3章通告・相談への対応を参照のこと。

(2) 情報収集

一般の相談援助の場合でも始めからすべての情報が得られるわけではないが、児童虐待が疑われる事例では特に、最初是不確実な情報から出発することが多い。したがって、児童相談所や市町村内部で情報を集約できる体制を整えることはもちろん、関係機関とも早い時期から情報を共有することが重要である。このため、子どもの所属集団や家庭がかかわっている機関等から多面的な情報収集を行うために、要保護児童対策地域協議会等を積極的に活用することとする。特に、子どもについては、所属集団への訪問など、把握しやすい方法を考慮する。

家庭訪問にあたっては、複数の職員で行うとともに関係機関の職員に同行を依頼するなど、調査の客観性を確保する。

収集した情報は、情報を得た日時、調査者、同行者、調査先、具体的内容などを克明に記録に残す。また、口頭で得られる情報だけでなく、観察によって得られる情報も重要な判断材料となるので、観察結果を記録にとどめるように努める。法的対応をとる際の証拠資料・参考資料となる場合もあるので、調査結果は事実等について、具体的かつ克明に記録するとともに可能な限り文書や写真等を収集することも必要である。

(3) 速やかな安全確認および面接

安全確認は、原則として伝聞でなく、児童相談所職員（市町村職員）又は児童相談所（市町村）が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とする。

この段階の訪問は子どもの安全確認や一時保護の要否判断など、緊急かつ客観的な判断が必要なため、児童相談所の児童福祉司を中心に児童心理司や市町村職員等を交え複数の職員で行うこととする。男女の職員を組み合わせることが対応に有効な場合もある。地区担当の枠にこだわらずに役割を分担することも重要である。

通告受理後、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、休日や祝日も含め、各自自治体ごとに定めた所定時間内に安全を確認することとする。とりわけ乳幼児については速やかな対応が必要となる。

(4) 居所の情報欠落・不明への対応

通告によっては、保護者や子どもの居所に関する情報が欠落していたり不明な場合もある。そのような時でも、記録は残すとともに、住所がわからなくても地域が判明している場合は、主任児童委員や児童委員、警察、市町村児童福祉主管課、保健所・保健センターなど、必要と思われる機関には通告内容を伝え、注意を促すとともに、該当事例に関して情報を得た場合には速やかな連絡を依頼する。他の機関に、似たような訴えがなされる場合もしばしばあるからである。

(5) 出頭要求

第4章8（1）を参照のこと。

(6) 立入調査

第4章8（2）を参照のこと。

(7) 再出頭要求

第4章8（3）を参照のこと。

(8) 臨検, 捜索

第4章8(4)を参照のこと。

(9) アセスメントシートによる保護の要否判断

表5-1および図5-2を参照のこと。

(10) 保護・安全確保の実施

一時保護に際しては、子どもの生命に係る問題に発展することを意識し、常にタイミングを逸することなく、迅速かつ広範な調査を行った上で、組織的なアセスメント及び判断を行うことを忘れてはならない。

4. リスクアセスメントシートによる一時保護の要否判断

(1) 客観的判断の必要性

一時保護の要否判断は、子どもや家族の生活に大きな影響を与える。誤った判断により子どもの生命を守れずに終わる危険性もあるが、一方、必要のない親子分離により子どものトラウマの原因になったり、家族が子育てをする力を弱めてしまう危険性もある。過不足のない介入や援助のあり方を的確に判断しなければならない。

また、保護の要否判断については、担当児童福祉司個人の判断であってはならず、所内会議等を通じた機関決定は無論のこと、外部との連携も含め、できる限り客観的で合理的な判断をしなければならない。そのためには、系統的かつ専門的な情報収集と情報整理、そして情報評価が必要である。

具体的には、判断の客観性、的確性を高めるため、リスク度判定のための客観的尺度（リスクアセスメント基準）に照らし合わせて緊急介入の必要性や緊急保護の要否判断等を行うことにより、対応の遅れや判断の躊躇等を防止し、児童福祉の専門機関としての客観的な判断を行わなければならない。

このため、本手引きにおいて示してきた「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（表5-1）をこの間の知見を踏まえて改正を行ったので、参考とされたい。

(2) 情報収集

一般の相談援助の場合でも始めからすべての情報が得られるわけではないが、児童虐待が疑われる事例では特に、最初は不確実な情報から出発することが多い。したがって、児童相談所や市町村内部で情報を集約できる体制を整えることはもちろん、関係機関とも早い時期から情報を共有することが重要である。たとえば、福祉事務所と保健所と児童相談所が把握している情報を総合化すれば、子どもの生命に危険があることが判ったはずなのに、それぞれの情報を共有しなかったために、断片的な情報のまま終始し、ゆえに判断を誤ったというようなことがあってはならない。情報の共有化を図るためには、電話連絡だけでなく、文書による連絡やネットワーク会議の開催など、様々な連携方法を工夫する必要がある。

なお、お互いに守秘義務を持った専門家としての信頼関係に基づき情報を共有するのであり、交換した情報を不必要に外に漏らすことがあってはならない。

虐待が疑われる場合、情報収集に許される時間が限られている場合もある。このため、当面の判断に必要な情報を優先して集めることもひとつの手法であり、表5-1に示した「一時保護決定

に向けての「アセスメントシート」にある事項に沿った情報を優先的に集め、その後の情報に関しては随時更新を行い、再アセスメントが必要な情報がもたらされれば躊躇なく行うこと。

緊迫した状況などでは、児童相談所や市町村の職員が情報を聞き漏らしたり、尋ね忘れたりすることも起こりやすい。必要な情報を漏れの無いように収集するためにもこのアセスメントシートを活用すべきである。ただし、このシートは情報の整理と判断を目的としているので、十分な記述欄が備えられてはいない。シートには要点のみを記すこととし、詳細な情報は別に記録する必要がある。

(3) 情報整理（アセスメントシートの記入）

持ち寄った断片的な情報を1つに統合するためには、情報整理の枠組みが必要である。

シートに記入する際には、まず、各群の中の小項目から記入する。それぞれの小項目について該当すれば□の中にチェックをつける。チェックを付けるかどうか迷うような場合は、まずはチェックを付けておいて、[4]の判断をする段階で十分に協議する。

小項目に「例」が掲げられている場合には、該当するものを○で囲む。例に示されていない場合は（）内に記述する。

各群の中で、1つでもチェックが付いた項目がある場合、その群の見出しとなっている質問について「はい」の方にチェックをつける。たとえば、「外傷」という項目にチェックがあれば、その群の見出しとなっている「すでに虐待により重大な結果が生じている？」という質問に対し、「はい」の方にチェックを記入する。

右側の自由記述欄には、小項目や見出し項目に関してチェックがついた状況を理解するのに必要な情報を記入する。

(4) 情報評価（アセスメントシートを用いた判断）

上記のように記入すると、第1群から第8群までの各見出し項目に「はい」または「いいえ」のチェックが記入された状態となる。この結果に基づき、図5-2「一時保護決定に向けてのフローチャート」をたどる。

以下、図5-2について解説する。

- [1] 表5-1の第[1]～第[3]群のいずれかで「はい」がある時
→直ちに一時保護を検討する必要がある。
- [2] 表5-1の第[4]群に該当項目があり、かつ第[5]群にも該当項目がある時
→次の虐待が発生しないうちの保護を検討する必要がある。
- [3] 第[1]～[5]群のいずれにも「はい」がないが、第[6]群または第[7]群のいずれかで「はい」がある時＝虐待やネグレクト発生につながる危険因子（リスク要因）がある。
→表面化していなくても深刻な虐待が起きている可能性がある。
→あるいは虐待が深刻化する可能性がある。
→リスクを低減するための集中的援助を計画する。その見通しによっては一時保護の検討が必要。
- [4] 第[1]～[7]群のいずれにも「はい」がなく、第[8]群のみに「はい」がある時
→現状では虐待やネグレクトを理由に一時保護するに足りる情報は得られていない。
しかし、虐待やネグレクトの発生につながる家族内外のリスク要因はあるので、家族への継続的・総合的援助が必要。

表5-1および図5-2は、一時保護の必要性をできるだけ客観的に判断するための補助的な道具として用いられるべきものであり、機械的に判断すべきではない。それぞれ、チェックが付いた項目について、基となった情報に戻り状況を十分に理解、分析することが的確な判断につながる。そして、表5-1および図5-2を参考にしつつ、児童相談所や市町村内で協議して一時保護の要否を判断し、決定する必要がある。

また、一時保護の要否判定をできる限りの確に判断するためには、できる限り幅広く情報を集め、総合的な判断をすることが重要である。仮に第[1]群から第[5]群で「はい」にチェックがついた場合であっても、時間の許す限り、第⑧群までの項目を含めて情報収集に努めなければならない。しかし、一方で、緊急を要する状況なのに第⑧群までの情報がすべて集まっていないことを理由にして介入を遅らせるべきではない。

たとえば、乳幼児が頭部に外傷を負って複数回目の入院をしたとすれば、表5-1の第[3]群と第[4]群、[5]群に「はい」のチェックが記入されることになり、リスクアセスメントの結果としては、一時保護まで考える必要がある重大事態であることを示唆している。

しかし、少なくとも退院までの時間的な余裕がある場合は、その間、関係機関へ照会するなどして、子どもや家族の状況についての情報収集を継続し、よりの確な結論を出せるように努めるべきである。しかし、子どもが退院する時点で、保護者の生育歴に被虐待歴があるかどうか分からないなどリスクアセスメントが未完了だという理由で、判断を遅らせてはならない。

いずれにしても、リスクアセスメントをすることにより、情報収集を綿密に行うことと、速やかに判断することとのどちらかにバランスを置くかについても、的確な判断が必要である。

5. 職権による一時保護の留意点は何か

(1) 基本的留意事項

職権による一時保護をするに当たって、まず留意すべきは、それが非常に強力な行政権限であるという認識を踏まえて適切に運用しなければならない、ということである。

一時保護は、原則としては子どもや保護者の同意を得て行うことが望ましいが、同意が得られない場合にも、職権で一時保護を実施することができる。

このような強力な制度であるがゆえに、職権一時保護は子どもの安全の確保のためには非常に有効であり、必要な場合には積極的に活用することが期待されているが、同時に強力であるがゆえに保護者の反発も大きいことは避けられない。

しかし、子どもの安全を確保することを第一義として対応していくことが必要であり、保護者に対しては、十分な説明を行い理解を得る努力をすることが必要である。

子どもが保護者と離れている時に保護することもできるが、保護者への告知は速やかに行う必要がある。

(2) 一時保護の期間

一時保護の具体的な期間については、原則として2カ月という期間を超えてはならないされているが、児童相談所としてはなるべく短期の目標を設定し、それを保護者に告知するような運用が望ましい。一時保護の期間は、必要があると認めるときは2カ月を超えても引き続き一時保護をすることができる（児童福祉法第33条第4項）。

延長が必要な場合の例としては、

[1] 家庭裁判所に対し審判を申し立てており、決定が直ちに得られそうにない場合。

- [2] 施設入所の方向の児童について、当面の医療的なケアのために入院あるいは継続した通院が必要であるが、施設へは医療的なケアが必要な状況では入所できず、かつ、保護者のもとにはおいておけない場合。
- [3] 既に親権者間で親権者指定あるいは監護者指定などの調停又は審判が起こされており、その推移を見守っている場合。
- [4] 若干の時間的余裕があれば保護者の変化が十分期待でき、そうすれば保護者、子どもともに納得した援助が進められる見込みがあり、この時点で家庭裁判所への審判申立てを留保している場合。
- [5] 共同生活を行っていた特定集団から離れた子どもを一時保護したものの、その集団自体への接近が困難で保護者等の状況が確認できず援助方針が決められない場合。
- などが考えられるが、個別事例で判断に迷う場合等については児童福祉審議会の意見を聴取して判断すること等を検討すべきであり、不必要に一時保護の期間を延長すべきではない。
- また、一時保護の期間を延長する際には、原則として、その理由を子どもや保護者に説明するものとする。

(3) 広域的な対応や委託一時保護の活用

一時保護が必要な子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々である。一時保護に際しては、こうした1人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することが必要である。

しかしながら、近年、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で援助することが一時保護所の課題として指摘されている。

このため、一時保護については、

- [1] 管轄する一時保護所における適切な援助の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所を一時的に活用するといった広域的な対応や、
- [2] 児童福祉施設、里親、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な援助の確保に努めることが重要である。

(4) 警察との関係

一時保護では、具体的な執行の場面でも、保護者の同意が得られないときに児童相談所の責任として、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速且つ適切に、警察の協力が必要か等を的確に判断して、協力が必要と判断したら直ちに明確な要請をすべきである。しかし、一時保護の実施権限は児童相談所にあり、警察は犯罪捜査以外の場面では協力する立場であることを理解した上で、現場でどのような役割分担を行うかについて、事前に十分協議することが必要である。

また、一時保護が必要な児童を、警察職員が発見し、又は市民から警察職員が引き継いだ場合に、児童相談所が遠隔地にあるか又は夜間にわたるため、児童相談所が直ちに引き取ることができないときに、児童相談所長から警察に一時保護を委託する場合があるが、どの時点で一時保護を決めて委託したのか、を明確にするべきである。

なお、児童相談所においては、児童福祉施設等への委託一時保護の活用、広域的な対応等により、虐待を受けた子どもと非行児童の混合での援助等を回避し、すべての子どもに適切な援助を行うことが必要である。

委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、24時間を限度に警察に一時保護を委託することも考えられる。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より平成13年3月8日付で各都道府県警察本部等宛に通知されている。

(5) 教育・学習指導

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもなどがいる。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。

また、やむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努めること。

6. 一時保護の説明

一時保護の判断は、子ども自身の意思に反しても、あるいは保護者の同意が得られない場合にも一時保護は可能であるとされている。

しかし、虐待事例が一時保護だけで解決することはまずなく、その後の保護者との関係を考えれば、当然同意を得るよう最大限の努力をすべきである。また、子ども自身も、親子分離の局面に立たされて明確に意思表示ができなかったり、同意しようとしなない場合もあり、一時保護に当たって子どもおよび保護者にどう説明するかということは、その後の援助に大きな影響を及ぼす重要なポイントである。

(1) 子どもへの説明

[1] 子ども本人が、帰宅を拒否し保護を求めている場合

子どもに対して虐待の事実関係や状況等を確認することはもちろんのことであるが、まず、子どもの話や言葉を十分に傾聴し、子どもに安心感を与えることが大切である。

保護者の同意がなくても安全に生活できる場があることを伝え、一時保護所のパンフレットやアルバムなどを見せて具体的な情報を提供する。併設されている場合は、他児との関係などにも配慮して条件が整えば見学させてもよい。「少し親と離れて生活しながら、これからのことをいっしょに考えよう」などと話し、ひとりで問題に立ち向かうのではないということを伝え、不安な気持ちを少しでも取り除くような配慮が必要である。

また、面会や引取りについても、子どもの意向を聞いて判断するということを説明し、児童相談所として「子どもの意に反しては、親には引き渡さない」という保証をする必要がある。

[2] 子ども本人が、家には帰りたくないが一時保護も躊躇している場合

虐待を受けた子どもは、人間に対する不信感を抱いており、心を開いて本当の気持ちを表現できないことが多い。保護者の前では萎縮して保護者の意向にそった返事しかできないこともある。また、悪いのは自分だから仕方がないと思いついていたり、家を出ることで親から見捨てられるのではないかという不安から、自分からはなかなか判断できないような場合もある。

したがって、虐待の事実があり、保護者からの分離が必要と判断される事例で、子ども本人が一時保護を躊躇したり、拒否する場合は、虐待の原因は子どもにあるのではないこと、児童相談

所として「子どもの身の安全を確保するために、保護者には引き渡せない」という判断をしていることを伝える必要がある。

その上で、[1]と同様に一時保護所について具体的な紹介をして、少しでも不安感の除去に努める。

いずれにせよ、子どもが同意している場合であっても、基本的には、本人が帰りたくないと言うから保護するのではなく、「子どもの最善の利益を守るために、児童相談所として保護者には引き渡せないという判断をした」という説明をすることが重要である。

[3] 子どもが一時保護を拒否している場合

子どもに対し、児童相談所の考え方を分かりやすく説明し、家を離れて生活することの必要性を理解してもらうよう努める。[1]と同様に一時保護所について具体的な紹介を行うとともに、保護者のもとを離れて暮らす心情を十分に受け止めたうえで、一時保護の同意が得られるように説得をしていくことが必要である。

(2) 保護者への説明

[1] 保護者からの相談

保護者自らが、子どもを預ってほしいと希望し電話や相談をしてくる事例がある。

このような場合は、子どもや保護者の心身の状態を見極め、必要であれば、速やかに一時保護を行う。保護者の言いなりになって簡単に預かっていいのだろうか躊躇して判断のタイミングを逸すると、実際に虐待につながってしまったり、その後の援助の展開が難しくなることもあるので、迅速に対応することが重要である。

現に重大な虐待が発生しているため、一時保護が必要と判断されるケースでは、保護者の意を汲んだ形での対応をしてしまうと、保護者が引取りを要求してきた際に、時期尚早であると思われるも保護者の要求を拒む理由がなくなってしまう可能性がある。このような事態を避けるためには、保護者の気持ちを受容しつつも、保護者や子どもの状況等が改善されるまでは、引き渡すことは難しい旨明言するとともに、引き取れるようになるためには保護者として何をすべきか、児童相談所としてはどのような援助が可能であるのかをはっきり伝えることが重要である。

[2] 関係機関からの通告

関係機関からの通告で、調査の結果により一時保護が必要と判断した場合、児童相談所としては、保護者の意図がどうであれ、保護者の行為が子どもにとって有害であれば、児童虐待に当たり、必要に応じて保護することがあることを、毅然とした態度で保護者に伝え、一定の期間は保護が必要であることを理解してもらうよう説得することが基本となる。

しかし、それでも納得しない時は、児童相談所長は保護者の同意がなくとも、職権で一時保護ができること、この決定に不服がある場合は行政不服審査法に基づき不服申立等を行うことができることを伝え、一時保護する。

また、他の関係機関ですでに関わりがあり、一時保護を勧められるような関係が持てている場合は、協力を依頼してもよい。しかし、そのことでその機関と保護者との援助関係が切れてしまう危惧がある場合は差し控えなければならない。

保護者や家族の状況がよくわからない場合、あるいは保護者が同意しないと思われる場合は、関係機関の協力を得て子どもの安全の確認を早急に行わなければならない。

緊急に保護が必要と判断される場合は、いずれにしても、関係機関の協力を得て、先に子どもの安全を確保した上で、保護者に伝えるようにする。先に子どもを一時保護した場合も、できるかぎり速やかに保護者に連絡しなければならない。

7. 保護者への一時保護告知

一時保護は施設入所と異なり、保護者の意思は要件とはなっておらず、児童相談所の職権で実施することができる。したがって、保護者の同意を求めた上で、一時保護を行うことが原則であるが、法的には保護者の意思に反していても、一時保護を行うことができる。

他方で一時保護は行政処分として行政不服申立ての対象となり、保護者には不服申立権があるので、児童相談所としては、保護者に一時保護の事実を告知する必要がある。その場合には、一時保護所の具体的な所在地までも記載するのが原則である。（児童相談所運営指針の別添参考様式「一時保護決定通知書面」参照）但し、平成19年児童虐待防止法改正法により、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、保護者が児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認められるときは、児童の住所又は居所を明らかにしないでよいことになった。

この改正は、一時保護後に再び保護者が児童を連れ去る等によって、児童虐待の再発を防ぐために設けられたものであり、適切に運用する必要がある。

当初、一時保護所在地を告知したが、その後連れ戻し等が行われ再び児童虐待のおそれが起きた場合には、他の一時保護所への変更や児童福祉施設へ一時保護を変更した上で、一時保護所在地を明らかにしないなどの対応が必要となる。

なお、一時保護の告知は父母が共同親権者の場合は、両親あてに通知することが原則である。しかし、DV被害により配偶者等から避難している親子の子どもを保護した場合には、通知することによって被害者の所在が特定される情報と成り得るので、特段の配慮が求められる。

8. 一時保護中の子どもに対する援助のあり方

一時保護所は、虐待を受けた子どもにとって緊急避難場所として安心できる生活の場所であるとともに、その後の生活の方向を決定する場所でもあり、非常に重要な役割を担っている。

(1) 入所時の対応

入所時は、即座に子どもの健康・身体状況を把握しておくことが必要である。

- [1] 虐待による外傷・発熱・栄養状態等の身体状況を正確に把握し、子どもの表情や顔色にも注意を払う。
- [2] 顔や手足等、露出している部分だけでなく、衣服で隠れた部分の傷のチェックも必要である。衣服の着替えの時、入浴時、身体検査等を利用して確認する。
- [3] 発熱していたり、身体に痛み等を訴える場合は、応急処置をした後に、医療機関を受診させ、併せて医師の診断書等を取得する。
- [4] 必要に応じて、虐待の状況を示す写真を撮る等記録を残しておく。
- [5] 性的虐待を受けた子どもについては、児童福祉司や児童心理司の調査や子ども本人の話などから、妊娠や性病の疑いがある場合は、早急に産婦人科で受診させる必要がある。子どもには不安を与えないよう十分に説明をし、了解をとっておく。また、性的虐待を受けた子どもで、刑事告訴や告発が予想される場合には、被害確認の方法について慎重に検討した上で適切な方法で実施することが求められる。

(2) 子どもに援助を行う際の留意点

- [1] 虐待を受けた子どもは基本的に大人への不信感や恐怖心を抱いているので、受容的に接し、不安や緊張をやわらげることが必要である。

- [2] 一時保護所は、安心して生活できる場所であることを伝え、それを子どもが実感できているかどうかを確認していく。
- [3] 子どもの気持ちを徐々に引き出し、気持ちの整理をできるように支えていくことが必要であり、子どもの心身の状況を見極め、自然に話ができるように心がける。
- [4] 虐待の状況については、子どもがこれまでどのようにして対応してきたかを聞くと、子どもも話しやすい。
- [5] 子どもの行動面の特徴や問題行動をよく観察する。情緒不安定、集団不適応、攻撃的行動など、問題行動の現象面に巻き込まれることなく、まず大人との信頼関係を築き、情緒の安定を図りながら個別指導をしていくことが必要である。
- [6] 一時保護所の生活で子どもが安定してくると、虐待に起因すると思われる様々な症状が出現することがあるが、子ども自身が動揺することがないように、受容的に話を聞き、安心感を持たせる。
- [7] 性的虐待の事例では、子どもが性に対する誤った認識を持っていたり、虐待についてむやみに話そうとする場合があるので、子どもを十分に理解した上で援助する必要がある。
- [8] 保護者の面会や電話には、基本的に子どもの意思を尊重して対応する。面会時は原則職員が同席して、短時間で終わるようにする。また、電話対応でも時間を見計らって適当な時間で切り上げるように配慮することが必要である。
- [9] 子どもの保護者に対する、揺れ動く気持ち（家に帰りたい等）があることを認識しておくことが必要である。
- [10] ネグレクトなどの事例では、社会的な常識に従った基本的生活習慣ができていない場合がある。基本的生活習慣ができていない場合には、生活上の基本的なルールを少しずつ指導していく。

9. 保護者が一時保護中に面会を希望する場合の対応

(1) 面会に対する基本的な考え方

一時保護の目的として [1] 緊急保護、[2] 行動観察、[3] 短期入所指導などがあるが、いずれの場合でも子どもの生活の場所を保護者の家庭から分離することが基本的な要請であり、それ以上に親子の面会等をどの程度制限するかは、各々の目的によって異なる。

本来、親子はともに生活する権利があり、やむを得ず分離される場合でも親子の交流は保障されなければならない。

虐待の場合の緊急一時保護は、子どもの安全確保が第1目的となることはいうまでもない。生活の場の物理的分離はもちろん必要であるが、子どもとしては保護者への怯えなど虐待による精神的動揺や不安が強く、これらを治療することも一時保護の重要な課題であるから、保護者との接触（面会・電話・手紙）をある程度制限し、医師、児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員等の協議により、面会が子どもに精神的なマイナスを及ぼすおそれがあれば、禁止することもやむを得ない。

保護者に対しては、「客観的な判断として面会は子どもにとってマイナスである」という説明ができなくてはならない。そのためにも保護者に対して、一時保護の理由（虐待と判断した理由）をきちんと説明しておく必要がある。

(2) 対応上の留意点

虐待事例の一時保護は、保護者と分離して子どもの生命および安全の確保と情緒的な安定等を図る目的がある。一時保護して問題となるのは保護者の面会や引取要求への対応である。

面会は子どもの福祉を最優先して実施する。保護者の強引な面会要求には、子どもの福祉と権利を守る公的機関としての児童相談所の立場を伝えて対応する。

[1] 面会の連絡調整

ア. 児童福祉司等と一時保護所との連絡調整

担当の児童福祉司等は子どもの意向と一時保護に至る経過を考慮して、一時保護所の児童指導員、保育士等と家庭復帰を目指した面会や外出泊等の対応について連絡調整する。一時保護所の職員は直接的に家庭訪問や保護者等と行き来する機会は少なく、児童福祉司等の情報が保護者への対応の判断材料となるため、保護者の細部にわたる情報を提供する。

イ. 窓口は担当の児童福祉司

保護者の連絡調整の窓口は担当の児童福祉司であることを徹底する。保護者の執拗な連絡等により複数の職員で対応する場合、保護者を微妙な言い回し等で混乱させる可能性が予測されるため、事前に保護者に対し窓口となる児童相談所職員の氏名を伝える。

ウ. 直接一時保護所に保護者から面会要求が出された場合の対応

直接、保護者の面会希望の申し出が一時保護所にあった場合、一時保護所の職員は保護者に対し、児童福祉司に連絡して了解を求めるよう説明するとともに、児童福祉司に保護者の状況について連絡する。保護者の強引な面会要求には一時保護所として即答することを避け、組織的な対応を心掛ける。

エ. 担当者が判断を躊躇する場合の対応

虐待事例の保護者は児童福祉司等に、親権を主張し提訴をちらつかせる等、攻撃的な態度を見せたり、理不尽な筋の通らない面会要求を突き付ける場合がある。判断を躊躇する場合、担当者の恣意的な行動は理不尽な面会要求を強化する可能性があるため、援助方針会議や臨時援助方針会議を開催して組織として面会の適否を判断する。

[2] 面会の適否の判断材料

子ども側、保護者側の評価を総合的に検討し、面会の適否（実施、制限、拒否等）を判断する。

ア. 子ども側の評価

以下のことに留意する必要がある。

- ・子どもの感情や意思（不安や恐怖感、拒否感など）
- ・児童福祉司、児童心理司による保護者や子どもとの面接内容
- ・一時保護所の児童指導員、保育士と子どもとの面接内容
- ・一時保護所における行動観察（基本的生活習慣、情緒行動の様子、対人関係のあり様、身体発育等）
- ・子どもの日常会話、子どもの描く家族画、作文、日記等

イ. 保護者側の評価

以下のことに留意する必要がある。

- ・児童福祉司・児童心理司との信頼関係（ラポール）の有無
- ・面会の回数、制限の範囲等の説明の理解度
- ・虐待行為事実の容認・否認、児童相談所指導の諾否
- ・子どもとの関わりについての葛藤や不安の有無

- ・強引な面会要求，引取要求の有無
- ・優柔不断な態度や精神的不安定の有無（飲酒・酩酊状態含む）

[3] 面会実施の留意事項

ア. 児童相談所職員等の同席

面会中の保護者と子どもの状況観察，並びに突発的な事態に備えるため，原則として児童福祉司，児童心理司，一時保護所の職員等が同席する。同席した職員は保護者と子どもの状況により面会時間を切り上げる等の配慮を行う。また，面会前，事前に子どもに面会日時等を伝えて不安を取り除く。

イ. 面会の中断，中止

保護者は子どもに一見自らの非を認める発言を繰り返したり，逆に虐待を正当化したりすることがある。子どもに動揺を与えたり，不安感をもたらしていると判断した場合は面会を中断，中止する。

ウ. 面接中の子どもの言動に留意

子どもは一時保護所の職員に「家に帰りたくない」等と発言していても，保護者を目の前にすると，攻撃を回避するため「家に帰りたい」「殴らないなら帰る」と逆の発言をすることもある。このため，保護者はそれを家庭復帰の意思として受け止めるので，状況により職員が保護者に子どもの真意や発言の背景を説明する必要がある。

エ. 面会は家庭復帰の評価材料

面会の状況は，今後の援助方針決定の重要な要素となり得るので，面会前，面会中，面会後の保護者と子どもの変化に留意する。面会による親子関係の変化は以後の家庭復帰を目指した面会，外出，外泊訓練と家庭復帰を考えるための重要な評価材料となる。

[4] 強引な面会の対応等

ア. 職権による一時保護における保護者の面会

児童相談所長の職権により一時保護した事例での面会要求に対しては，常に子どもの福祉を最優先して対応する。保護者が面会を希望して強引に来所する場合や刃物等を持参して児童福祉司等を威嚇する場合があるが，複数の職員で組織的対応を図るとともに，保護者に子どもと面会させられない事情を説明して拒否する。

なお，一時保護中の強引な面会についても，警察に対し，児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

イ. 児童虐待防止法第12条に基づく面会・通信制限

一時保護中の児童に対して，児童虐待を行った保護者が面会を求め，児童虐待の防止及び児童の保護のために必要がある場合には，児童相談所長は，児童虐待を行った保護者に対し，児童との面会・通信を制限することができる。面会・通信を制限する場合には，行政手続法に基づく弁明手続きを行うことと，書面をもって通知する必要があることに注意すること。

なお，法第12条によらない，「指導」としての面会・通信制限もあり得ることから，行政処分又は指導のどちらの位置づけで行うべきかは，実情に応じて判断する。

ウ. 保護者からの子どもの所在確認への対応

保護者から子どもの所在を尋ねる電話が一時保護所にあった場合，一時保護所としては回答を避け，担当児童福祉司に連絡するよう説明する。

一時保護が行われている場合に，保護者に対して児童の住所又は居所等を明らかにしたとすれば，再び児童虐待が行われるおそれがあり，又は児童の保護に支障をきたすおそれがあると認めるときは，児童の住所又は居所を明らかにしないものとされている。非開示の方法に特段

の規制はないが、事後の紛議などに備え、通知した年月日、当該処分の理由等を必ず記録しておく。

エ. 面会初期の外出希望への対応

保護者によっては児童相談所の指示を守る素振りを見せながら、実際に外出させると一時保護所に子どもを戻さない場合もある。保護者の状況を十分に調査し、一定の評価ができるまでは、原則的に外出は控えることが望ましい。

オ. つきまとい・はいかい禁止の家庭裁判所による審判前の仮処分

児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護を加えている児童について、家庭裁判所に法第28条の申立がなされており、かつ、当該保護者について児童虐待防止法による面会・通信の全部制限がなされている場合に、当該児童の保護のために必要があるときは、家庭裁判所は28条申立てをした者の申立てにより、法第28条承認の審判が効力を生じるまでの間、当該保護者に対し、当該児童へのつきまとい・はいかいをしてはならないことを命じることができる（特別家事審判規則第18条の2）。

10. 保護者の強引な引取要求への対応

一時保護は保護者の意思にかかわらず職権で実施できる。したがって、当初同意していた保護者が途中で引取りを要求したとしても、必ずしも応ずる必要はない。一時保護決定が都道府県知事・児童相談所長によって解除されない限り、その効力は継続しているのであって、担当職員の個人的な判断ではなく、組織的な決定が必要である旨を保護者に対して説明する。

また、保護者による実力行使や担当職員に対する暴力行為等が予想されるときには、警察と連絡をとって、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼することが適当である。

強引な引取り等によって、再び虐待が起きるおそれがある場合には、一時保護所の変更又は一時保護委託を活用した上で、児童の住所又は居所を非開示とすることも検討する。

なお、保護者に不服申立てを促すことも選択肢の1つである。

11. 家庭復帰させる場合の子ども、保護者への指導上の留意点

保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになることは、子どもの福祉にとって最も望ましいことである。

一時保護を実施した後に、家庭復帰を行う場合には、子どもと保護者の各種診断結果を総合的に評価し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど地域の関係機関における援助体制を組織し、虐待の再発が認められないことを確認したうえで判断する。

なお、一時保護後に家庭復帰させる場合の子どもや保護者に対する指導上の留意点については、施設入所後に家庭復帰させる場合の留意点と基本的に同様であることから、第9章を参照の上、対応されたい。

(1) 家庭復帰の適否判断に際して把握する事項

[1] 保護者の発言内容の調査確認

保護者によっては、子どもを早く引き取りたいために、虚偽の発言をする場合がある。しかし、保護者の発言を鵜呑みにするのではなく、必ず事実確認の調査を実施する。また、一時保護を繰り返しているような場合には、特に留意が必要である。

[2] 保護者が約束した行動の確認

保護者が児童相談所との面接や子どもとの面会について、正当な理由がなく遅刻したり又は中止する場合、電話連絡が取れなくなる場合などは、家庭復帰後の約束不履行が懸念されることから、留意が必要である。

[3] 親子関係の変化の確認

通所、家庭訪問等により保護者に一定の改善が見られた場合は、親子関係再構築の作業として面会を実施することとなるが、面会前、面会中、面会後の保護者と子どもの言動等を行動観察して、子どもの心身の安全が確保されると判断できれば、家庭復帰を目指した外泊の実施を検討する。

[4] 外泊時の状況確認

外泊は一時保護後の親子の変化を相互に体験する機会となる。親子関係修復のため、面会、外泊等の回数および期間を変える、また必要により家庭訪問を行う等、個別の事例に応じて課題内容を検討して実施する。外泊を実施する場合には、外泊中に状態が悪化した場合の対応方針をあらかじめ定めておき、速やかに外泊を中止して子どもの安全を守る体制を確保すること。

(2) 家庭復帰に際しての確認事項

[1] 社会資源の確認

社会資源を利用することは、保護者の精神的・物理的な負担の軽減につながる。例えば、要保護児童対策地域協議会を活用したり、家庭の養育機能の補完として保育所や放課後児童健全育成事業等を利用することは在宅生活を維持する上で重要であり、同時に虐待の再発を早期発見することにもつながる。また、在宅生活を維持する上で、親戚、近隣知人等の家族周辺の援助は重要な意味を有する。

[2] 家族のためのネットワーク作り

家族の状況観察と家族援助を実施する場合、緊急時に即応できる相談援助体制（セーフティネットワーク）を整備する必要がある。例えば、要保護児童対策地域協議会を活用し、子どもの欠席が続く場合、保育所、学校等に家庭訪問を依頼して家族の状況観察を実施する。具体的な対応を想定して家庭復帰前に関係機関との個別ケース検討会議等を開催して役割分担を決定しておく。

但し、交通手段等の事情により定期的な家庭訪問等が困難な場合、要保護児童対策地域協議会の活用や、福祉事務所や児童委員等への指導依頼を通じて対応する。その際、保護者に関係機関や関係者の関与について説明して同意を得、保護者と子どもに紹介する。その場合でも福祉事務所送致、児童委員指導と併用して児童福祉司指導とするなど、児童相談所としては、指導を他機関に依頼した後も引続き進捗状況を把握するとともに必要な指導を行う。

[3] 在宅指導の実施

保護者に在宅指導の目的を伝えると同時に、子どもには安心感を与えるため、継続して児童福祉司等が関わると伝える。家庭復帰後も在宅指導を実施することを保護者、子どもに理解させることが重要である。

[4] 客観性の担保

「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を活用し、客観性を担保すること。

(3) 子どもに対する留意事項

[1] 子どもの意向確認

児童福祉司と児童心理司，一時保護所の職員等がチームを組んで，子どもの意見を聴き，不安を取り除く。また，子どもの年齢や能力に応じて，子どもが参画しての家庭復帰プログラムを検討する。保護者に対する子どもの感情等に配慮しながら自分のことを自分で考える体験を積ませる必要がある。

[2] 児童相談所の継続的な指導の告知

子どもは，家庭復帰と同時に児童相談所との関わりがなくなるのではないかと不安を募らせることもある。家庭復帰後も，通所，家庭訪問等により保護者や子どもの相談にのっていく旨を伝え，安心感を持たせる。また，家庭復帰後，子どもはもとの保育所（幼稚園），小中学校等に復帰することになるため，一時保護中の保育所，学校職員等による面会も効果が期待できる。

[3] 緊急連絡先等の教示

虐待の再発の危険性が解消されたとの判断から家庭復帰するが，復帰後，新たな要因により再発する可能性もある。子どもには，虐待が再発した場合，親戚，近隣知人あるいは学校，福祉事務所，児童委員（主任児童委員）等の緊急避難先を知らせる。幼児，小学校低学年の子どもの場合，自ら連絡したり，緊急避難することは難しく，緊急避難対策を事前に関係者間で検討しておく。

(4) 保護者に対する留意事項

できる限り，援助方針作成の段階から，保護者の参画を求め，家庭復帰後の援助内容を保護者に明示する。

[1] 保護者の問題意識と問題解決能力の有無

保護者自らが虐待に至る要因に対して問題解決する意識を持っていると，第三者の援助を受け入れる可能性は高くなり，問題解決に向けて進展する。問題意識を持たせるため，保護者との関わりでは虐待に至るストレスの受容と，精神的・物理的な負担を軽減させることに力点を置く。

また，保護者に精神疾患やアルコール依存症，薬物依存症が疑われる場合には，医療機関と十分に連携を図りつつ対応することが必要である。

[2] 虐待の世代間連鎖の確認

保護者自身の被虐待歴を確認する。被虐待歴のある場合，保護者の辛さ，苦しさを共感しながら，親子関係強化のための援助を心がける。

[3] 家族援助の際の留意事項

保護者と児童福祉司等の間で信頼関係を結べるようになると，具体的な虐待要因の問題解決を図る段階へ移行する。保護者に他機関を紹介する場合には，児童福祉司が保護者に付き添うなど配慮を要する。

[4] 一時保護前後の家庭環境調査

子どもの一時保護により家庭内の関係に変化が生じることも多い。家庭訪問して夫婦関係および家族関係，親戚関係，保護者の内面的な変化等を把握するとともに，必要に応じ親戚および近隣知人，学校，児童委員（主任児童委員）等から事実関係を確認する。

[5] 地域関係機関との連携

保護者が地域の関係機関から適切な援助を受けられるように指導する。子どもが家庭や地域で安全に暮らせる環境を整え、市町村に対して援助内容を伝える。

援助内容の決定にあたっては、市町村（要保護児童対策地域協議会）とともに事例検討を行い、子どもの心身の状態、生活環境、家族状況、家庭環境、保護者の遵守事項等を関係機関が理解した上で、各機関が具体的に支援する役割を決めることが重要である。

一時保護中に保護者が児童相談所の管轄外に転居した場合には、保護者の住所を管轄する児童相談所と連絡を取り、家庭復帰の適否を決定する段階で、次の内容等について協議する。

- ・家庭復帰を行う時期
- ・家庭復帰後の援助体制、援助内容
- ・移管時期及び移管の方法

なお、他の自治体に転居した場合は、全国児童相談所長会による「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供に関する申し合わせ」（平成19年7月12日）により、上記と同様の協議等を行う。

12. 委託一時保護の留意点

原則として一時保護は児童相談所の一時保護所を活用する。ただし、一定の場合には医療機関、児童福祉施設、里親、警察署その他適当な者に委託一時保護できることとなっている。

その他適当な者とは児童委員（主任児童委員）、親戚、近隣知人、学校の職員宅等が考えられる。

(1) 主な委託一時保護先の性格と留意事項

[1] 児童委員（主任児童委員）

- ア. 夜間、休日における子どもの緊急一時保護も、原則的に児童相談所による対応となるが、遠隔地および交通手段等の事情により緊急対応が困難な状況もある。そのような場合、区域担当の児童委員あるいは、保護者との関係で家庭より離して一時保護することが望ましいと判断する時は主任児童委員への委託一時保護も考えられる。

また、在宅指導中の事例で子どもの緊急避難先として児童相談所職員が駆け付けるまでの間、児童委員（主任児童委員）宅に委託一時保護を行う場合もある。

- イ. 児童委員（主任児童委員）に委託一時保護する場合は、当該家庭が個人宅であることに鑑み、緊急やむを得ない場合に限定的に実施し、速やかに児童相談所の一時保護所等での保護へ移行する。

[2] 児童福祉施設

- ア. 乳児や重度の障害を有する子ども等は、児童相談所における一時保護が困難な場合がある。このような場合は、その子どもに対応できる施設への委託一時保護を検討する。
- イ. 一時保護所における行動観察、短期治療等を終えたものの、親権者等からの施設入所の同意が得られず、児童福祉法第28条第1項の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると予測される場合は、子どもの生活環境や公教育等を考慮して児童福祉施設等への委託一時保護を検討する。

[3] 医療機関

専門的な治療や検査が必要な子どもは、児童相談所における一時保護が困難な場合がある。このような場合は、その子どもに対応できる医療機関等への委託一時保護を検討する。

(2) 委託一時保護する一定の理由

子どもの年齢や心身の状況、地理的要件等を勘案して、やむを得ない場合は委託一時保護を考慮する。

児童相談所運営指針では、委託一時保護を行う一定の理由として下記のことを挙げている。

- [1] 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合。
- [2] 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないと判断される幼児の場合。
- [3] 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合。
- [4] 非行、情緒障害あるいは心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- [5] これまで育ててきた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）
- [6] 現に児童福祉施設への入所措置や里親への委託が行われている子どもであって、他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関において一時的に援助を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- [7] その他特に必要があると認められる場合。

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、児童福祉法第28条第1項の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

(3) 委託一時保護する際の留意事項

- [1] 委託一時保護はあくまで緊急的な措置であり、その目的を終えた場合、速やかに施設入所等の援助を実施する。特に里親、児童委員（主任児童委員）、親戚、近隣知人、学校職員の家庭等、個人の家庭に委託一時保護を実施する場合は早急な対応を要する。
- [2] 委託一時保護は行政処分であり、処分権者（都道府県知事または児童相談所長）の解除を要件とするため、保護者が強く子どもの引取りを求めても委託一時保護受託者の判断で家庭に戻すことはできない。

(4) 委託一時保護の通知

委託一時保護を行うに当たっては、一時保護の期間等について保護者と委託一時保護先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。

なお、保護者に委託一時保護を通知する際には、行政不服審査法第57条の規定に基づく不服申立ての方法等を教示する。

通知は文書で行うが、緊急を要する場合は、保護者等に対し口頭による通知および教示を行って、速やかに文書通知する。

なお、委託一時保護の場合も、保護者等に子どもの一時保護先を知らせることにより、強制引き取りの可能性が危惧される等、児童の保護に支障をきたすと認めるときは、本章7に記載した所内一時保護と同様に子どもの住所又は居所を非開示とすることが可能である。

(図5-1)

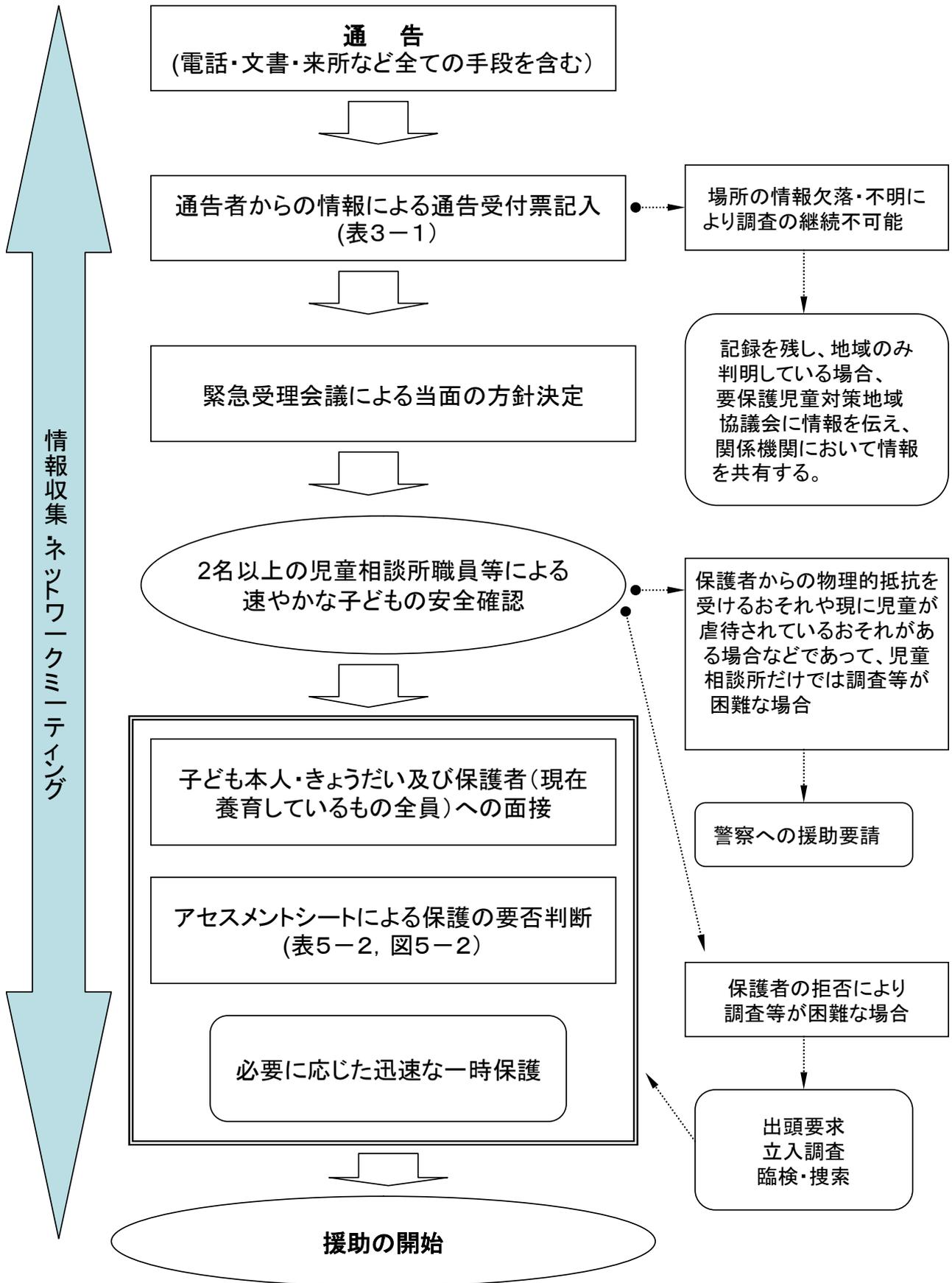
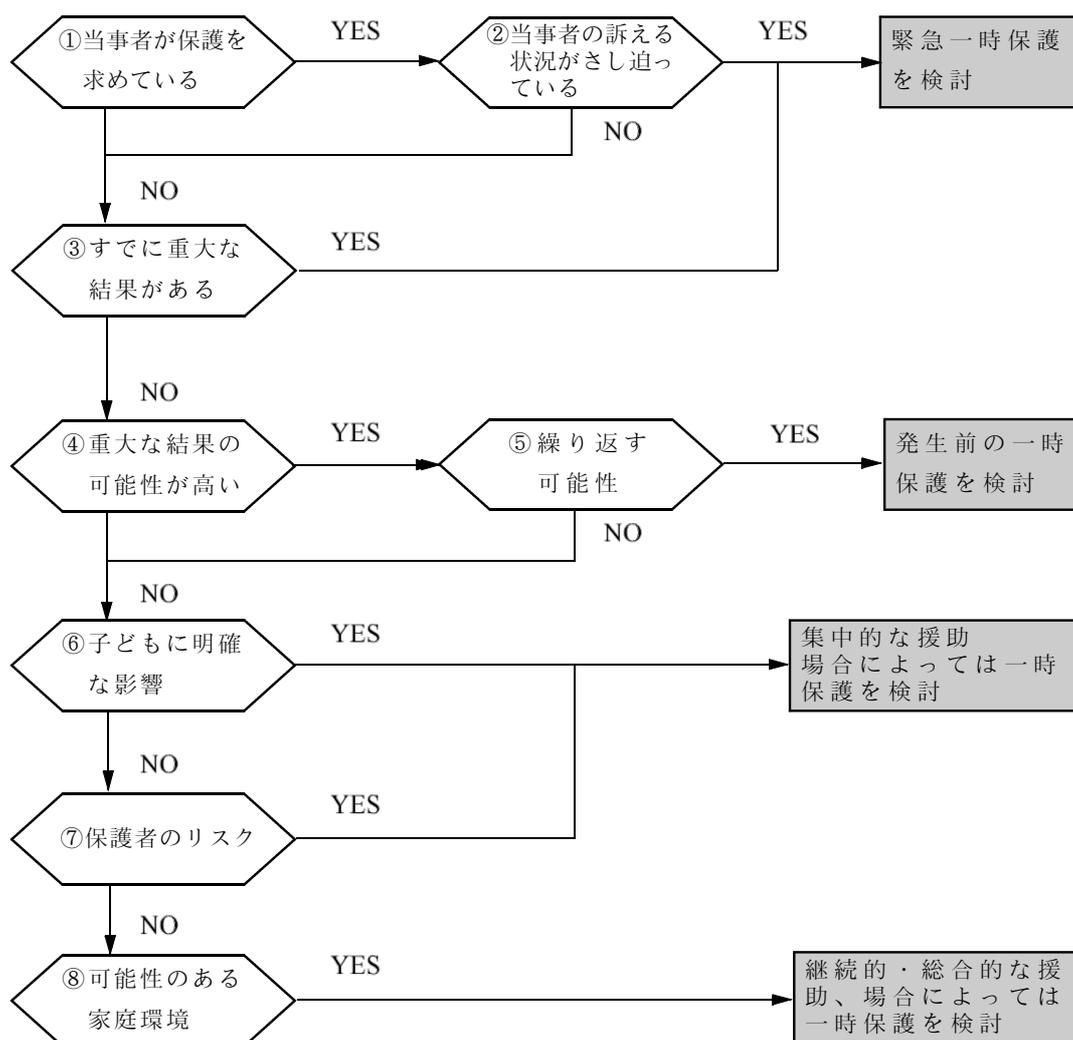


表5-1. 一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている	* 情報
② 当事者の訴える状況が差し迫っている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど <input type="checkbox"/> このままでは「何をしでかすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど	
③ すでに虐待により重大な結果が生じている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） <input type="checkbox"/> 外傷（外傷の種類と箇所： <input type="checkbox"/> ネグレクト 例：栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、（ ）	
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 例：頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、 逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、（ ） <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、（ ）	
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、（ ） <input type="checkbox"/> 過去の介入 例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょう だい」の虐待歴（ ） <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	
⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、（ ） <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例：無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求め る、（ ） <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例：発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、（ ）	
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、母子 健康手帳未発行、乳幼児健診未受診、 （ ） <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例：鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、 （ ） <input type="checkbox"/> 性格的問題 例：衝動的、攻撃的、未熟性、（ ） <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例：現在常用している、過去に経験がある、（ ） <input type="checkbox"/> 児童相談所等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善 するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力（DV等）、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない	
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例：発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、（ ） <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、 盗み食い、異食、過食、（ ） <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例：被虐待歴、愛されなかった思い、（ ） <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、 （ ） <input type="checkbox"/> 家族状況 例：保護者等（祖父母、養父母等を含む）の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産 ひとり親家庭等（ ）	

図5-2 一時保護に向けてのフローチャート



(解説)

- A ①②③のいずれかで「はい」がある時 → 緊急一時保護の必要性を検討
- B ④に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき → 次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討
- C ①～⑤いずれにも該当項目がないが⑥⑦のいずれかで「はい」がある場合
 → 表面化していなくても深刻な虐待が起きている可能性
 → あるいは虐待が深刻化する可能性
 → 虐待リスクを低減するための集中的援助。その見通しによっては一時保護を検討
- A～Cのいずれにも該当がなく、⑧のみに「はい」がある場合
 → 家族への継続的・総合的援助が必要。場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討する